

庁名 秋田地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

| カテゴリ | 申立ての種類 | 郵便料 | | | | | | 予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要 | 備考 |
|------|--------|---------|------|-----|-----|-----|-------|---|--|
| | | 郵便切手の場合 | | | | | | | |
| | | 500円 | 110円 | 50円 | 20円 | 10円 | 合計額 | | |
| 民事訴訟 | 通常訴訟 | 8 | 10 | 10 | 10 | 20 | 6000円 | 6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。) | ※左記の基本料金は、被告が1名の額 被告1名増すごとに3000円を追加 (郵便切手の場合の内訳) 500円5枚、110円3枚、50円2枚、20円2枚、10円3枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。保管金提出書の送付先は、交付時にお知らせします。 |
| | 少額訴訟 | 8 | 10 | 10 | 10 | 20 | 6000円 | 同上 | 同上 |
| 民事調停 | 民事調停 | | 3 | | 6 | 5 | 500円 | | 左記の基本料金は、申立人、相手方が各1名の額。 申立人が複数の場合、110円切手を申立人の人数分加算 相手方が1名増すごとに左記内訳(500円分)を加算 |
| 支払督促 | 支払督促 | 2 | 3 | | | | 1330円 | | 左記内訳は、債務者が1名で、目録類の枚数が7枚以下の場合。送達結果通知が必要な場合は、左記の他に110円切手1枚または官製はがき1枚を添付してください。これ以外の場合については、お問い合わせください。 |